

入札説明書

京都会館再整備工事

平成24年6月

京都市

入札公告に基づく入札等については、入札公告及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 公告日

平成24年6月22日（金）

2 契約担当課

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地（郵便番号 604-8571）

京都市役所本庁舎1階

京都市行財政局財政部契約課工事契約担当（電話番号 075-222-3313）

3 入札に付すべき事項

（1）名称

京都会館再整備工事（以下「本工事」という。）

（2）工事場所

京都市左京区岡崎最勝寺町13番地

（3）対象業務

本工事の対象業務は、次の業務とする。

ア 実施設計

（ア）事前調査業務

（イ）京都会館再整備工事实施設計業務

- ・ 第一ホール部分増築工事实施設計（接続部分の解体撤去設計含む。）
- ・ 第二ホール及び会議棟部分増築及び改修工事实施設計（耐震診断・改修設計含む。）
- ・ 外構整備工事实施設計（付属建屋解体撤去工事設計含む）

イ 施工

（ア）京都会館再整備工事

- ・ 第一ホール部分増築工事（接続部分の解体撤去工事を含む。）
- ・ 第二ホール及び会議棟部分増築及び改修工事（耐震改修工事含む。）
- ・ 外構整備工事（付属建屋解体撤去工事含む）

詳細は発注仕様書及びその一部である基本設計説明書による。

（4）契約期間

契約の日から平成27年8月31日まで

4 質問

入札説明書、発注仕様書、落札者決定基準に対し質問がある場合には、市長に対し、質問事項を記載した書面（別紙様式）を平成24年7月25日（水）午後5時までに、質問内容を記載した電子データ（ファイルはMicrosoft Excel とする。）とともに行財政局財政部契約課へ提出すること。なお、上記期日経過後の質問は一切受け付けない。

質問に対する回答は、平成24年8月1日（水）までに、本件入札参加資格があると認めた者全

員に対して書面をもって行う。

5 技術提案書等の提出

入札参加者は、落札者決定基準に記載する方法により、技術提案書を作成し、下記の期日までに提出しなければならない。なお、提出期日までに提出しない場合は、入札参加資格を喪失したものととする。

提案は、1者1案とし、提案済みの技術提案書は、本市が第6項に規定するヒアリングにおいて了解したときを除いて書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。

(1) 提出期限

平成24年8月7日（火）午後5時まで

(2) 提出場所

前記2に同じ

6 ヒアリングの実施

入札参加者による技術提案内容のヒアリングを平成24年8月21日（火）に実施することを予定している。なお、詳細については、後日入札参加者に連絡する。

7 入札方法、入札期間及び開札日時等

(1) 入札方法

本件入札は、京都市電子入札システムにより行うので、入札公告に定める方法により入札すること。

(2) 予定価格の公表

入札に当たっては、予定価格を入札の前に公表する。

(3) 入札期間

平成24年8月24日（金）、27日（月）及び28日（火）の午前9時から午後5時まで。ただし、端末機利用者は正午から午後1時を除く。

(4) 開札日時

平成24年8月29日（水）の午前10時から開札し、落札者を決定する。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

ア 入札保証金の納付

入札保証金は、納付するものとする。ただし、京都市契約事務規則第7条の2第1項第1号から同項第6号までに掲げる国債その他有価証券の提供又は金融機関の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行った場合又は金融機関若しくは保証事業会社と契約保証契約の予約を締結した場合は、入札保証金の納付を免除する。

イ 納付方法

入札保証金の納付は、資格確認通知日以降で入札日までに持参すること。

(2) 契約保証金

ア 契約保証金の納付

契約保証金は、納付するものとする。

イ 付保の割合

契約保証金の付保割合は、請負金額の3割以上とする。ただし、有価証券等の提供又は金融機関等による相応の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

9 入札の無効

(1) 入札が無効となる場合

京都市契約事務規則第6条の2各号（ただし、第3号を除く。）に定めるもののほか、虚偽の申請により競争入札参加資格があると認められた者が行った入札は無効とする。

10 落札者の決定方法

落札者の決定方法は、次に記載する事項のほか、落札者決定基準の定めるところによるものとする。

(1) 落札者決定の手順

落札者決定基準による。

(2) 落札者の決定方法

ア 次の要件に該当する入札参加者のうち、入札価格及び技術提案書の審査結果に基づき算定した、総合評価点の最も高いものを落札者とする。

なお、評価にあたっては、地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定にもとづいて、2人以上の学識経験者への意見聴取を行う。

(落札者決定要件)

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

(イ) 技術提案書を提出期限までに提出し、かつ記載漏れがないこと。

(ウ) 技術提案書における欠格事項がないこと。

イ 総合評価点が同点の場合

アにおいて、総合評価点の最も高いものが2人以上あるときは、抽選により落札者を定める。

ウ その他

入札参加者が以下のいずれかに該当する場合は、その者以外で総合評価点の最も高いものを落札者とする。

(ア) その者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。

(イ) その者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるとき。

(3) 落札金額

落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

1.1 支払条件

(1) 前払金

支払年度	前払金支払限度額
平成24年度	平成24年度本工事出来高予定額の30%以内
平成25年度	平成25年度本工事出来高予定額の40%以内
平成26年度	平成26年度本工事出来高予定額の40%以内
平成27年度	平成27年度本工事出来高予定額の40%以内

※ 平成25年度の前払いは、本工事の設計業務の完了まで行わない。

※ 各年度支払限度額は3億円とする。

(2) 部分払

中間前金払及び部分払については、いずれか一方を請負者が選択するものとする。

ア 中間前金払の場合（低入札価格調査を経て契約を締結した場合はこの限りでない。）

支払年度	中間前払金支払限度額
平成24年度	なし
平成25年度	平成25年度工事出来高予定額の20%以内
平成26年度	平成26年度工事出来高予定額の20%以内
平成27年度	平成27年度工事出来高予定額の20%以内

※ 中間前払金の支払いは、請負者からの請求により、本市が「京都市公共工事に係る前払金に関する規則による前払金取扱要綱」に掲げるすべてに該当したことを確認したうえで行うものとする。ただし、1会計年度につき中間前払金の支払限度額は1億5千万円とする。

なお、各会計年度の年度末に限り、各会計年度における支払限度額の範囲で、当該年度末における出来高に応じて部分払を行うことができる。

イ 部分払の場合

部分払は平成25年度に2回、平成26年度に3回以内とし、平成27年度については1回以内とする。ただし、本工事の設計業務の完了までは部分払を行わない。

(3) 完成払

本工事完成後に支払う。

(4) 各年度の支払限度額及び出来高予定額

各年度の支払限度額及び出来高予定額は、概ね下記の比率による。

支払年度	支払限度額	出来高予定額
平成24年度	請負代金額の0.36%以内	請負代金額の0.4%以内
平成25年度	請負代金額の27%以内	請負代金額の30%以内
平成26年度	請負代金額の36%以内	請負代金額の40%以内
平成27年度	残額	残額

※前払金、中間前金払、部分払金の当該年度の累計は、その年度の支払限度額を超えることはできない。

1 2 その他

(1) 契約書の作成

本工事は設計・施工一括発注方式であることをふまえて、本市の工事請負契約書をもとに設計業務に関する事項等を含めた契約書「京都会館再整備工事請負契約書(設計・施工一括発注方式)」により契約を締結する予定である。

なお、契約書は2通作成し、本市及び落札者が各1通を保有する。

(2) 提出書類の使用等

提出書類に含まれる著作物の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、落札者決定結果の公表等において、本市が必要と認める用途については、提出書類の一部又は全部を無償で使用できるものとする。

(3) 使用する言語等

契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 入札及び契約に関する問い合わせ先

前記2に同じ。